

22年12月1日

No.92



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

年末調整は1月11日まで

●年末調整とは

給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払いの際に所定「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならないその1年分の正確な税額（年税額）と一致しないのが通常です。

その一致しない理由は、各人によって異なりますが、その主な理由は、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。②年の中途中で扶養親族等に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収簿を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税

額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」といいます。

●年の途中で再就職した人

その前職分の給与を含めて年末調整を行うことになります。本年中に前の給与の支払者から支払いを受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認して下さい。

●扶養控除の異動

年の途中で、次のような事情で扶養親族の数などに異動があった人から、異動申告が行われているか確認して下さい。

①出生などにより扶養親族の数が増加。又は減少した。②結婚し、控除対象配偶者を有することとなった。③本人が障害者、寡婦（夫）又は勤労学生になった。④扶養親族等が障害者になった。

●税額の過不足額の精算

本年分の給与所得に対する平成22年分年税額の計算ができたなら、その平成22年分年税額と、本年分の源泉徴収税額の過不足額を求め、その精算をして下さい。

●超過額の還付

給与の支払者が納付する源泉徴収税額が無いなどの理由により、超過額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、超過となった各人に直接還付することになります。

決算書作成指導・相談日予約について

平成22年分の決算書作成指導はつぎのとおりです。この期間は予約制となります。

■期 間 平成23年1月20日～3月11日

■申 込 12月上旬に「予約申込書」を郵送します。お早めにお申込みください。電話予約可。

■相談日 後日ハガキでお知らせします。

提出用の決算書は 税務署から送付されたものを

確定申告の際に提出する決算書の用紙は納税者番号等の印字された税務署から送付された決算書をお使い下さい。

税務署では11月下旬に決算書等を送付しました。確定申告時まで大切に保管しておいて下さい。

※税務署から決算書が届かなかった方は申告会へご連絡ください。

年末調整の個別相談会

年末調整の個別相談会を次の通り行います。

■期間

12月13日～1月11日（第2、4土・日曜・祭日を除く。尚、12月29日～1月4日までは休業となります。）

■会場

青色申告会事務所

■必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（生命保険料、損害保険料、国民年金、健康保

年末調整についての注意点

今年も年末調整を行う時期となりました。

従業員や青色事業専従者(生計を一にする配偶者や子などの家族従業員)を雇い給料を1円でも支払っている場合は、源泉徴収される税額が無い場合でも年末調整をする必要があります。

源泉徴収した所得税の納期限は平成22年分については原則として平成23年1月11日(一定の要件を満たす方については1月20日)となりますが、青色申告会事務所をご利用になる際は主に次の点にご注意ください。

★従業員及び青色事業専従者に配偶者や扶養親族がいる場合

●控除対象配偶者

従業員や青色事業専従者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が38万円以下の人がいる場合には控除対象配偶者に該当することになり、従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から配偶者控除として最低38万円が控除されます。

●配偶者特別控除

従業員や青色事業専従者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除き、合計所得金額が76万未満

の方に限る)で控除対象配偶者に該当しない方を有する場合には、従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として控除できます。

配偶者特別控除とは、配偶者特別控除を受けようとする従業員や青色事業専従者本人の合計所得金額が1000万円以下で、従業員や青色事業専従者本人と生計を一にする配偶者に所得がある場合に、その合計所得金額に応じて控除額を計算する制度です。

●扶養控除等

従業員や青色事業専従者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が38万円以下の人の場合には従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から最低38万円が控除されます。

よって、配偶者や扶養親族(青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者となっている場合を除く)がいる場合で配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用を受ける方は、その配偶者や扶養親族の所得金額(パート収入などの場合はパート先の給与総額を源泉徴収票などで調べる)、生年月日、障害者(特別障害者を

含む)の有無等を確認してください。

★社会保険料控除について

国民健康保険の保険料や介護保険法の規定による介護保険料等については平成22年分の支払い額を調べてください。

★保険料控除の証明書について

年末調整の際に、社会保険料の一つである国民年金保険料等(国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金、小規模企業共済等掛金、一般の生命保険料(一部のものを除く)、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料)について控除を受けようとする場合には、これらの支払いをした旨を証する書類(以下「証明書」といいます)を保険料控除申告書に添付しなければならぬこととされていますのでこれらの証明書をご持参ください。

★その他の注意点

前年以前に年末調整をした方は前年の年末調整の書類を、今年の6月から7月にかけて源泉徴収の手続きを受けた方はその源泉徴収の書類(源泉徴収簿、納付書も)用意ください。その他ご不明な点がありましたら練馬西青色申告会事務所にお問い合わせください。
(TEL 5387-6211)

マル経融資のご案内

小規模事業者
経営改善資金

※融資限度額：1,500万円
※返済期間：運転資金7年以内 設備資金10年以内
平成23年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.85% (平成22年11月11日現在)
- ※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給30%
- ※利用できる方：従業員20名以下(商業・サービス業5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能
- ◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の両方から利用できます。

- 【窓口専門相談】
- 【法律相談】 毎月第1金曜日午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料
- 【税務相談】 1月～3月 毎月第2第4火曜日
4月～12月(8月休) 毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：税理士 相談無料
- 【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区豊玉上2-23-10 練馬産業会館1階
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

国民年金基金は基礎年金に 上乘せする公的な年金制度です。

早めのご加入を
お勧めいたします

自営業者などの方にも「上積み年金」を準備し、豊かな老後を送ることが出来るようにするのが国民年金基金です。国民年金基金に加入すると、税金が軽減され大変有利です。

- ①掛金は全額社会保険料控除の対象となります。
- ②受取る年金は、公的年金等控除の対象となります。
- ③遺族一時金は非課税となります。

どんな人が加入できるの?

- ①自営業者・自由業など国民年金保険料を納めている人(第1号被保険者)
- ②東京都内に住民票のある人
- ③20歳以上60歳未満の人

但し、保険料を免除(一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予を含む)をされている方と農業者年金基金に加入している人は加入出来ません。

(例) 34歳0ヶ月男性 A型1口加入の場合

掛金:月額 11,180円
60歳までの総額:3,488,160円 (11,180円×12ヶ月×26年)

受取る年金:月額 20,000円
65歳～80歳までの総額:3,600,000円 (保証期間20,000円×12ヶ月×15年)

※更に80歳を過ぎても、生涯受け取る事が出来ます。

資料の請求、お問合せは練馬西青色申告会事務局まで
TEL 03-5387-6211

○借入金勘定や未払金勘定については、それらの12月31日現在

○入力したその年分のデータを保存する。せっかくその年分のデータを入力してもパソコンの操作ミスや故障により、データが消えてしまったり入力内容が変わってしまったのでは、1年間の苦労がだいなしになってしまいますので、入力したデータは必ずフロッピーやUSB等の記憶装置に保存するなどのバックアップをしておくことをお勧めいたします。

年金の税務上の 取扱い変更について

詳しくは国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧下さい。

今後の益々のご活躍を期待しております。



受章者の皆さまおめでとうござ
います。



伊豆長岡温泉と木負みかん

11月11日(木)、女性部主催の日帰り研修旅行に行ってきました。

さわやかな秋晴れの中、参加者36名を乗せたバスは一路伊豆方面へと向かいます。車窓から眺める富士山はとても美しく、裾野に雲を纏いどどん大きく見えてきます。そして

順調に最初の見学地に到着しました。柿田川湧水は東洋一といわれる湧水群です。一帯が公園となっていて豊かな自然を感じることが出来ます。水が湧き出る様子は神秘的で、いつまでも見ていたいと思わせるものでした。次

は伊豆長岡温泉で昼食と入浴です。和食膳で満腹になった後は総檜の大浴場で贅沢気分を満喫しました。そしてみかん狩り農園に移動です。写真はみかん園で撮影したもので、皆様嬉しそうにみかんを手にとっています。思うままに手でもい味わいました。農家の方のお話では今年は猛暑のため不作だったそうですが、このみかん園の実はずりでした。

帰りは沼津ひものセンターでお土産を買いこみ、道中はビング大会で盛り上がりました。税を考える週間ということで高橋局長より「シャウブ勧告」についてお話ししていただきました。途中で環状八号線が混んでいるとの情報を受け首都高速に変更、渋滞に遭うこともなく全員無事に帰ることができました。ご参加いただきました皆様ありがとうございました。事務局 高倉



青色カルチャー第二弾「囲碁教室」開催

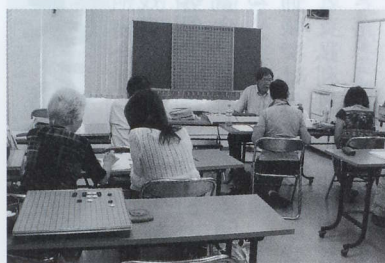
練馬区アマチュア囲碁連盟会長である武林正博先生を講師に、9月6日から11月8日まで全8回に亘って開催され、毎回10名くらいの参加者をいただきました。

囲碁は、右脳を鍛えるのに非常に良いとのこと。私には打って付けです。今まで一度もやったことがなかった方でも、何とか対局までできるようになって、楽しさが分かったようでした。

参加者から、「この機会を設けていただきありがとうございます。」と感謝されたのは、感激でした。先生の楽しい講義とやさしく教えていただいたお弟子さん方に感謝申し上げます。

練馬区アマチュア囲碁連盟並興友会からのご案内

例会日：毎週火・水・土午後1時～5時
場所：上石神井4-1-6興風館
(武林接骨院3階)
西武新宿線石神井駅北口2分
講師：武林八段より大盤解説と指導碁
(主に低級位者)
特訓コース：毎火・木・金 午後5時～
場所：武林八段自宅
石神井台5-2-3 (上石神井北小裏)
問い合わせ：電話03-3920-7007 武林



青色カルチャー第三弾「絵画教室」開催

青色カルチャーでは、野の花スケッチクラブの太田郁也先生を講師に、年賀状に絵を描く目的で、透明水彩の絵画教室を11月17日(水)午後2時から開催いたしました。参加者は11名で、書道教室の生徒さんがそのまますま絵画教室にご参加いただきました。今年の年賀状は、書と絵の先生に恵まれ、我々は非常に幸せな思いで題材である「ゆず」を夢中に描きました。みなさん、絵は小学校以来ということでしたが、個性的な絵が勢ぞろいでした。

太田先生は、当会の会員さんです。東大泉地区区民館等で教えておられますので、是非体験してみたいかまがしょうか。

ご案内 面白そうなのでもう一度体験をして見たい方へ

12月 2日(木) 落葉・枯葉
10日(金) 同
16日(木) お正月のお手元を作ろう
24日(金)
時間 午後1～4時
場所 東大泉地区区民館 第三会議室
費用 3,000円
ご希望の方は準備の都合事前にお電話下さい
(尚体験は1回に限らせていただきます)
野の花スケッチクラブ おおたいくや
06-5933-1330 / 090-5547-3250



事務局長の訪問日記 NO.1

「印章スズキ」店訪問

少なくなった手彫り職人

今回から、事務局長自ら事業主のお店を訪問し、会員の皆様に紹介するコーナーを設けました。その第一回は、少なくなってきた印章スズキの手彫り職人である印章スズキ 鈴木正夫さんのお店を訪問しました。

西武池袋線の石神井公園駅南口から徒歩15分くらいのところで閑静な住宅街にありました。お店に入るとミニチュアダックスフンドのジャスティン君が迎え入れてくれました。吠えるので嫌われているのかなと思ったら、その逆で、好きでかまってくれいらしく吠えるとのこと。確かに撫でてあげると嬉しそうでした。

鈴木さんは、厚労省認定一級技能士の資格を取得し、開業してから37年間「手彫り」で印章を彫ってきた方です。練馬では、手彫り職人は、鈴木さんだけになってしまったとのこと。

印章に使う書体は、大きく分類して、篆書、隸書、楷書、行書、草書、古印体の六種類とのこと。実印、銀行印によく使われる書体は篆書が多いとのことでした。ところで、篆書とはどういう書体なのか？なんてい



つもお世話になっている、「紙幣」に押印されているのが篆書とのことでした。ひとつ勉強になりました。

鈴木さん曰く、「実印は、特に：財産のカギ」と言われるほどに、他の印章に比べて最も重要で、実印を押すことによって、自分の意志と責任を表示する役割をもっているものである。と、実印に出来合いの認印を使うのは、同型印が多いので危険ですね。また、機械彫り印鑑も同じ印章が出来る恐れがあり、注意したいものです。」とのことでした。

毎年、全国各地で10月1日は、「印章の日」として、印章供養を行っています。使用しなくなった印鑑で処分困っている方は、是非当店にお持ちください。と、良心的なお言葉もいただきました。

最後に、会員の皆様には15%引きにて提供していただけたと交渉成立しましたので、是非印章スズキ店をご利用ください。

練馬区下石神井2-14-11
印章スズキ
TEL・FAX 03-3399-5378 5

